

# 田原本町議会会議録目次

○9月7日(第2日)

開議(午前10時00分)……………2-5

## 一般質問

1. 7番 竹 邑 利 文 議員……………2-5

1. 明日の田原本に向かって

(1) 地方公会計の整備促進について

(2) 水道の安定供給に向けた、取水の確保について

(3) 定住自立圏について

2. 子宮頸がんワクチンについて

本町は接種を勧奨するのか、しないのか。

2. 9番 吉 田 容 工 議員……………2-12

1. 下水道事業について

(1) 下水道法事業認可地域は町内全世帯か。進捗状況はどうか。

(2) ここ5年間の特環の割合はどうなっていますか。平成31年度完了しますか。

(3) 今後4年間の工事計画を公表されますか。

(4) 未整備住居等どれだけ残っているのか。責任を持って対応されるのか。特に、都市計画税を負担されてこられた方にはどう応えられるのか。

2. 都市計画税について

(1) この5年間の都市計画事業の内容と金額を明らかにされたい。

それが税負担者にどれだけの利益をもたらしたのか。

(2) 都市計画税を課税する正当性はどこにあるのか。

(3) 都市計画税を廃止されますか。

3. やまと広域環境衛生事務組合の環境整備基金について

(1) 支出された事業と金額、残っている金額はいくらか。

(2) 御所市の事業に使うことはありませんね。

(3) いわゆる健康増進施設は御所市が建設するんですね。建設費の一部を

本町が負担することはありませんね。環境整備基金を充当することもありますね。

3. 4番 森 良子 議員…………… 2-29
    1. 中学校給食について
      - (1) 町長は、中学校給食に対してどのような方向性と実施時期を考えておられますか。
      - (2) 方式別のコストはどうなりますか。
      - (3) 自校式なら各校に調理場をつくるスペースはありますか。
    2. 不法投棄と粗大ごみについて
      - (1) 相談等の窓口について
      - (2) 不法投棄を防ぐ対策はありますか。
      - (3) ベッドは、なぜそのまま粗大ごみで出せないのか。
  4. 5番 古立憲昭 議員…………… 2-35
    1. 生活困窮者自立支援制度について
      - (1) 制度のきめ細やかな周知について
      - (2) 自立支援制度の対象となられる方々は。
      - (3) 関係機関と連携体制のあり方は。
      - (4) 早期発見、早期支援の体制構築等自立支援事業の充実は。
      - (5) 任意事業の対応は。
    2. 改正水防法について

寺川河川東側の浸水は「内水氾濫」になるのではないか。
    3. 買い物弱者について
      - (1) 本町は買い物についてどの様な地域か。
      - (2) 本町の買い物弱者はどれ位おられるか。
      - (3) 買い物弱者に対する対応は。
  5. 11番 松本美也子 議員…………… 2-43
    - 災害に強いまちづくりについて
      - (1) 洪水ハザードマップの活用について
      - (2) 避難所運営ゲームHUGの活用について
      - (3) 住民による避難所ごとの避難訓練、運営訓練について
- 総括質疑（議第39号より認第1号までの7議案について）…………… 2-49
- 散会（午後1時52分）…………… 2-59

平成27年 第3回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成27年9月7日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

---

1, 出席議員 (13名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 欠員

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 森恵啓仁君

---

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 持田尚顕君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 寺田元昭君	産業建設部長 森博康君
上下水道部長 岡努君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	井上喜一君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	竹島基量君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	北田喜史君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

平成27年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月7日（月曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 7番 竹 邑 利 文 議員

1. 明日の田原本に向かって

- (1) 地方公会計の整備促進について
- (2) 水道の安定供給に向けた、取水の確保について
- (3) 定住自立圏について

2. 子宮頸がんワクチンについて

本町は接種を勧奨するのか、しないのか。

2. 9番 吉 田 容 工 議員

1. 下水道事業について

- (1) 下水道法事業認可地域は町内全世帯か。進捗状況はどうか。
- (2) ここ5年間の特環の割合はどうなっていますか。平成31年度完了しますか。
- (3) 今後4年間の工事計画を公表されますか。
- (4) 未整備住居等どれだけ残っているのか。責任を持って対応されるのか。  
特に、都市計画税を負担されてこられた方にはどう応えられるのか。

2. 都市計画税について

- (1) この5年間の都市計画事業の内容と金額を明らかにされたい。  
それが税負担者にどれだけ利益をもたらしたのか。

(2) 都市計画税を課税する正当性はどこにあるのか。

(3) 都市計画税を廃止されますか。

3. やまと広域環境衛生事務組合の環境整備基金について

(1) 支出された事業と金額、残っている金額はいくらか。

(2) 御所市の事業に使うことはありませんね。

(3) いわゆる健康増進施設は御所市が建設するんですね。建設費の一部を本町が負担することはありませんね。環境整備基金を充当することもありますね。

3. 4番 森 良子 議員

1. 中学校給食について

(1) 町長は、中学校給食に対してどのような方向性と実施時期を考えておられますか。

(2) 方式別のコストはどうなりますか。

(3) 自校式なら各校に調理場をつくるスペースはありますか。

2. 不法投棄と粗大ごみについて

(1) 相談等の窓口について

(2) 不法投棄を防ぐ対策はありますか。

(3) ベッドは、なぜそのまま粗大ごみで出せないのか。

4. 5番 古立憲昭 議員

1. 生活困窮者自立支援制度について

(1) 制度のきめ細やかな周知について

(2) 自立支援制度の対象となられる方々は。

(3) 関係機関と連携体制のあり方は。

(4) 早期発見、早期支援の体制構築等自立支援事業の充実は。

(5) 任意事業の対応は。

2. 改正水防法について

寺川河川東側の浸水は「内水氾濫」になるのではないか。

3. 買い物弱者について

(1) 本町は買い物についてどの様な地域か。

(2) 本町の買い物弱者はどれ位おられるか。

(3) 買い物弱者に対する対応は。

5. 11番 松本美也子 議員

災害に強いまちづくりについて

(1) 洪水ハザードマップの活用について

(2) 避難所運営ゲームHUGの活用について

(3) 住民による避難所ごとの避難訓練、運営訓練について

○総括質疑（議第39号より認第1号までの7議案について）

○散 会

---

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

### 一般質問

○議長（辻 一夫君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により順次質問を許します。7番、竹邑議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） おはようございます。議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1. 明日の田原本に向かって。

（1）人口減少と少子高齢化の加速で、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増している。また、戦後の復興期から高度成長期にかけて集中的に整備された公共施設や上下水道などの老朽化が急速に進んでおり、本町も限られた財源の中で公共資産を効率的に運用・管理する必要に迫られている。

こうした中、地方公会計を整備促進し、財政と公共資産の状況をより正確に把握し、財政のマネジメント力強化を目的に、総務省は1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表した。本町の公会計の整備促進について、どのように考えておられるかお答えください。

（2）現在、水道事業の取水については、県水と自己水の比率は50：50とお聞きしています。自己水の井戸も枯渇が予想され、大滝ダムの完成により県水の安定供給が保証され、平成25年度には県水の価格も値下げされました。老朽化した浄水施設の更新費用や新たな井戸の掘削費用等を加味すればランニングコスト的にあまり差異はないと思われる。

よって質問します。将来の水道の安定供給に向けて取水を確保するため、県水1

00%転換は可能なのかお答えください。

(3) 第2回定例会に続いて定住自立圏について再度質問させていただきます。

私は日本自治創造学会の研修に参加し、この制度についてシンクタンクの一橋大学院辻教授の講義を受けましたが、地方創生の趣旨で住民サービスの向上・交付税措置が見込まれるが、デメリットは見当たらない。

前回メリットが少ない。また町長より、みんなで話し合っただけで決め不参加としたとの答弁であったが、残念ながら議会は話し合いに参加していない。今後、本事例のような広域での取り組み、他市町村との連携等、町の重要な意思決定を行う際、議会の意思の反映をどのように考えておられるか、ご答弁をお願いします。

2. 子宮頸がんワクチンについて。

国が子宮頸がんのワクチン接種の積極的勧奨を中止してから丸2年が経過したが、慢性的な痛みなどの副作用が相次ぎ報告され、独自に健康被害の支援に乗り出す自治体も出始めた。厚労省は因果関係の調査をしているが、結論が出ない。接種が進まない状況が続くが、がんを予防できないとの意見もあります。

この事案に対して質問します。本町はワクチンの接種を勧奨するのか、しないのか、通達をどのように判断されているのか、お答えください。

○議長（辻 一夫君） 町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 7番、竹邑議員の第1番目の「定住自立圏について」のご質問にお答えいたします。

定住自立圏形成協定の再考につきましては、定住自立圏構想推進要綱に規定されている「連携する具体的事項」を検討し、本町にとってのメリットが少ないことなどから、さきの定例会でお答したとおりであります。

「他町村との連携等、町の重要な意思決定を行う際、議会の意思の反映をどのように考えているのか」につきましては、地方自治法第147条及び第148条の規定により、首長が地方公共団体を総括し、これを代表して、地方公共団体の事務を自らの判断と責任で管理し、執行したものであります。

また、同法第96条第1項第15号の規定では、その他法律またはこれに基づく政令等により議会の権限に属する事項等の議決事件が謳われており、議会は地方公

共同体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長（執行機関）と地方自治の適正な運営を期することとされております。

このように執行機関と議会は相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営に当たる責任を有しており、町の発展と住民福祉等の向上のためにお互いに知恵を出し合い、行政サービスの向上に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 持田尚頭君 登壇）

○総務部長（持田尚頭君） 続きまして、「地方公会計の整備促進について」のご質問にお答えいたします。

地方公会計につきましては、総務省方式改訂モデルによりまして、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書の財務書類を平成22年度決算から作成し、公表しているところでございます。

今後の地方公会計の整備促進については、本年1月に国において、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が取りまとめられました。その内容は、統一的な基準による財務書類の作成手順、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析が可能となる資産評価及び固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用法が示されています。これを参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として、本年度から平成29年度までの3年間ですべての地方公共団体において作成し、予算編成等に活用するよう要請があったところです。

本町といたしましては、現在、資産評価及び固定資産台帳を含む公共施設等総合管理計画の策定を進めており、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に沿って、財務書類等の分かりやすい情報開示や予算編成等への活用に資するため、期限内に整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

（上下水道部長 岡 努君 登壇）

○上下水道部長（岡 努君） 続きまして、「水道の安定供給に向けた、取水の確保について」のご質問にお答えいたします。

昨年度実績では、本町の総配水量に占める県営水道受水率は約50%でございます。

現在の給水単価は自己水単価のほうが低いが、今後の浄水施設の改修・整備に要する経費や総配水量の減少、地下水の枯渇傾向などを勘案すれば単価の増嵩も考えられることから、また、安定した安全な上水道供給の観点からも、現段階では平成30年を目処に県営水道からの供給に転換したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 寺田元昭君 登壇）

○住民福祉部長（寺田元昭君） 続きまして、第2番目の「子宮頸がんワクチンについて」のご質問にお答えいたします。

子宮頸がんの発生には、ヒトパピローマウイルスと呼ばれるウイルスが関わっており、このウイルスは子宮頸がん患者の90%以上で見つかることが知られています。感染しても多くの場合、ウイルスは自然に排除されてしまいますが、一部が数年から十数年かけて子宮頸がんを発症するとされ、ワクチンはその感染を防ぐとされており、

予防接種につきましては、平成22年11月から開始された子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が平成25年3月末をもって終了し、引き続き予防接種の総合的な推進を図るため、予防接種法等の法律が一部改正され、平成25年4月から中学校1年生から高校1年生相当の年齢の女子を対象として、ヒトパピローマウイルス感染症が定期予防接種に追加されました。

しかし、同年6月14日付け厚生労働省局長通知による勧告により、定期接種の積極的な勧奨とならないよう留意することと、定期接種を中止するものではないので接種機会の確保を図ること等が示されました。

それを受け、本町も積極的な勧奨は差し控えてきましたが、ただ、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を中止するものではないので、本人の意思により接種するという方に対しましては、副反応等について十分な説明を行い、ご理解の上で接種し

いただいているところで、昨年度につきましては2名の接種実績となっております。

今後につきましても、議員お述べのように、国において因果関係や副反応の発生頻度等の調査中ですので、その因果関係等が明らかになり、町民の皆さんに適切な情報提供ができるまでの間は、積極的な勧奨は差し控えたいと考えているところで

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 7番、竹邑議員。

○7番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

（1）に関して。

自治体が保有する資産残高の9割近くは固定資産である。固定資産の運用・管理にかかるコストが地方財政に与える影響は極めて大である。見直された地方公会計は、すべての自治体が固定資産台帳を整備することを強く求めている。台帳を整備している自治体の割合は2割にも満たない。田原本町にとっては、すべての町民が利害関係者であり、財政の正確な情報は町民や議会が行政をチェックする上でも欠かせない。地方創生も正しい会計情報を基に財政を安定的に運用することが前提となっている。議会月には財政公表をもらっているが金額的な記載は一切ない。本町は新会計を積極的に移行し町民に正しい情報を報告する義務と責任がある。今後ともよろしく願います。

（2）に関して。

目的は安定供給です。本町の方針はよく分かりました。よろしく願います。弥生時代から田原本1万年に向かって頑張りましょう。

（3）に関して。

天理市議会から「天理市が田原本町に頭を下げてお願いに行ったのに、なぜ田原本町議会が反対したのか」と文句を言われた。我々議会としては、理事者側から何の話も相談もなかった。反対の意思表示をするまでのこと。

また、各分野において連携することが多々あります。年間1,500万円の交付税も魅力です。再考の余地はあるのか、お答えください。

2に関して。

20代・30代の女性に子宮頸がんが増えております。子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）に感染し、発病します。感染者の90%は自然に消えますが、0.15%に子宮頸がんが発病します。

そこで、自宅で簡単にヒトパピローマウイルスを検査する方法があります。奈良県立医科大学産婦人科検査センターに検査キットを受け取り、自宅で採取後、返送します。良き方法かと思われれます。

日本産科婦人科学会は、8月29日、国に対し、子宮頸がんワクチンの接種の勧奨再開を求める声明を発表した。接種後の症状に対する診療手引きを公表したことなどから接種できる環境は整ったとした。対象は中学1年生から高校1年生まで。あくまで判断するのは母親かと思われ、がんを予防できないのと副作用が怖いとのジレンマに立たされ、親御さんの悩みは尽きないと思われる。年間3,000人が死亡するのは怖い病気だ。日本だけが接種が進んでいない。日本だけが子宮頸がん罹患率の高い国になる。しかし、国の判断を待つしかない。対象は中学1年生から高校1年生相当の年齢であり、教育長としてはどのようなお考えか、お答えください。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

定住自立圏構想推進要綱に規定されている連携する具体的事項を検討いたしました結果、本町はそれぞれの分野において将来を見据えたまちづくりに取り組んでおり、今、定住自立圏構想に基づく協定を結ぶメリットは少ないと考えております。

しかしながら、本町の自然や歴史・文化資源を活かした周遊観光などについては、既に近隣市町村と連携を図っており、今後においても連携が図れるものについては個別に取り組んでまいりたいと思います。

ゆえに、再考は難しいものと考えております。

○議長（辻 一夫君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） ワクチン接種についてでございますが、回答につきましては、寺田部長がお答え申し上げましたように、教育委員会といたしましても積極的に勧奨することはいたしません。

ただ、生徒が直接、例えば学校のほうに相談があるという場合については、状況

については説明をさせていただきたいというふうに思っております。

今までに生徒のほうから、この件についての相談は1件ございました。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 7番、竹邑議員。

○7番（竹邑利文君） 先ほどの件なのですけども、奈良県下では、昼間人口1以上は天理市のみですね。本町の昼間人口はご存じですね、0.89。非常に良き数字です。やはり磯城野高校、高等養護学校、国保中央病院、リハビリセンター病院の存在が大きいですね、この数値は。

各政策分野において、介護認定審査会以外はすべて協定できると思うのですけれどもね、町長。だから、ごみ処理がネックと聞いておりますけども、現在でも焼却灰の処理は天理市と共同でやっておりますわね。それでも再考の考えはないですか、お答えください。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） それでは検討結果としてお答えをさせていただきます。

生活機能の強化に関する政策分野の「福祉」については、高齢者福祉施策では、高齢者の方の日常生活圏域の基準範囲に関しまして、本町の面積はほぼ適正基準であります。病院、老人施設及び介護事業所等の社会資源につきましても充実しております。

ごみ処理については、本町の大きな懸案事項でありました、ごみ処理施設については他市と連携し、やまと広域環境衛生事務組合を設立し、平成29年を目途として建設に取り組んでおります。

総合の消防につきましては、消防関係では昨年4月、奈良県広域消防組合の設立と同時に山辺広域行政事務組合を解散し、本町は磯城消防署管内となりました。

平成23年度に田原本インター周辺地区（約26.8ヘクタール）を準工業地域として市街化区域に編入し、企業の立地を促進することにより、町税の増収、生産人口の増大や雇用の確保などを目指しております。また、（仮称）唐古・鍵遺跡史跡公園を活用したまちづくりとして道の駅を設置し、町内外からの来訪者を呼び込み、交流人口の増大を図り、地域の活性化を推進してまいるところであります。

それゆえに、再考は考えておりません。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、7番、竹邑議員の質問を打ち切ります。  
続きまして、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは通告に基づきまして一般質問させていただきます。  
今日は3つの点について質問させていただきます。

まず1番目は、下水道事業についてであります。

本町の第3次総合計画に下水道事業はどう位置づけられているのか、まずご紹介します。

基本構想には「下水道はトイレの水洗化・汚水処理、また公共用水域の水質保全等による快適でうるおいのある生活環境に極めて大きな役割をもつ都市施設です。」と位置づけ、基本計画には「下水道計画区域を早期に整備し、平成31年度に町内全域の整備完了をめざします。」と明記されています。

そこで質問します。下水道法事業認可地域は町内全世帯か、進捗状況はどうか、答弁を求めます。

公共下水道事業には、都市計画地域内の下水を処理する公共下水道事業と、都市計画地域外の下水を処理する特定環境保全公共下水道事業があります。今年佐味・満田など特定環境保全公共下水道事業が中心です。どんどん周辺地域に広がっています。

そこで質問します。この5年間の特環の割合はどうなっていますか。平成31年度完了しますか。答弁を求めます。

また、第3次総合計画には、「水洗化率向上の推進」として、「未接続世帯へ周知するため、下水道事業についての理解と広報活動の充実を図り、接続を促進します。」と書いてあります。当然のことです。

ただ、町民の立場からすると、まだ未供用地であっても、住宅リフォームや建て替え計画を立てる際には、下水道接続は重要なマターです。平成31年度まであと4年です。この4年間の供用計画を町民の皆さんに公表することは可能と思います。

そこで質問します。今後4年間の工事計画を公表されますか。答弁を求めます。該当町民の方々のリフォーム計画の参考になるよう工事計画を公表されることを求めます。

既に下水道の面的整備をした地域であっても、堤防沿いの物件や私道敷等の物件については、いまだに下水枡の設置ができていません。

そこで質問します。未整備住居等どれだけ残っているのか。責任を持って対応されるのか。特に、都市計画税を負担されてこられた方にはどう対応されるのか。答弁を求めます。

これまでは残存工事区間がたくさんあり、難しい案件を後回しにされてこられました。これだけ事業が進んでくると1軒1軒に具体的な対策が求められています。真摯な答弁を期待しています。

続きまして、都市計画税について質問します。

都市計画税は、都市計画事業等の実施による利益を受ける者に負担を求めるといふ受益者負担の観点から導入されています。すなわち都市計画事業に要する費用に充てるために目的税として課税されるものです。ところが、最近では都市計画調整地域などに多額の投資が行われています。町の玄関口、すなわち全町民に及ぶ町の顔に投資されています。

そこで質問します。この5年間の都市計画事業の内容と金額を明らかにされたい。それが税負担者にどれだけの利益をもたらしたのか。答弁を求めます。

既存の都市計画道路計画は全く放置されていて事業化する予定はありません。田原本駅前南街区の開発は再開発事業として行われると聞いておりますので、現在、都市計画税の対象となる事業計画は存在しないと存じます。下水道事業については、都市計画地域だけが対象ではなく、すべての家庭を対象に進められています。一部の方だけに負担を求めることは、よく町長がおっしゃる「負担の公平」に反することになります。事業の結果、土地の評価が上がったときは、固定資産税の値上げという形で利益を受けた方はちゃんと負担されます。こう述べてきますと、都市計画税を課税する正当性に疑問が出てきます。

そこで質問します。都市計画税を課税する正当性はどこにあるのか。答弁を求めます。都市計画税を負担されておられる方が納得される説明を求めます。税金を取れるところから取るという安易な姿勢は改めるべきです。私は都市計画税を廃止することを提案します。税負担者に説明できない税金は勇気をもって廃止するべきです。

そこで質問します。都市計画税を廃止されますか。廃止されないと答えられる場合は、正当な理由を明らかにされることを求めます。町長の英断を求めるものです。

最後に、やまと広域環境衛生事務組合の環境整備基金について質問します。

本町は御所市内にごみ焼却場を建設するに当たり、地元自治会対策費として使途自由金1億円と環境整備基金として1億700万円を、やまと広域環境衛生事務組合に拠出しました。本町が拠出した1億700万円と御所市と五條市が拠出した金額を合わせて合計4億5,000万円の環境整備基金が積み立てられました。その後、栗阪、小殿、朝町の各自治会から環境整備事業補助金の請求がされて、かなりの金額が支出されていると聞きます。

そこで質問します。支出された事業と金額、残っている金額はいくらか。答弁を求めます。

やまと広域環境事務組合周辺地区環境整備事業等補助金交付要綱には、栗阪・小殿・朝町地区自治会の環境整備事業、地域活動事業と生活環境向上事業に予算の範囲で補助金を交付すると定めてあります。ということは、御所市道や里道、水路の整備等、御所市が当然負担すべき費用には拠出できないということです。

そこで質問します。御所市の事業に使うことはありませんね。答弁を求めます。

小殿と朝町地区自治会とやまと広域環境衛生事務組合との協定書には、第3条「甲は、施設の隣接地に、広く市民に利用していただける、健康増進を目的としたサービスを提供できる施設を建設する。」と謳っています。その一方で、御所市がこの健康増進施設を建設すると、その際、本町の負担はないと伺っております。

そこで質問します。いわゆる健康増進施設は御所市が建設するのですね。建設費の一部を本町が負担することはありませんね。環境整備基金を充当することもありますね。明確な答弁を求めます。

御所市のごみ焼却場建設にかかわって、御所市クリーンセンター移転補償費として、本町は昨年1億3,600万円を支出しました。当初全く支出予定のなかったものです。町民の皆さんから集めた税金を使うに当たり、予定外の支出は納得していただくことはできません。町長が責任を持って管理されることを強く求めて一般質問といたします。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

(上下水道部長 岡 努君 登壇)

○上下水道部長(岡 努君) 9番、吉田議員の第1番目の「下水道事業について」のご質問にお答えいたします。

まず、現在の下水道事業認可地域は町内全世帯を対象としております。進捗状況につきましては、平成26年度末現在、普及率93.3%でございます。

次に、ここ5年間の特環、特定環境保全公共下水道事業の割合のご質問でございますが、平成23年度決算における下水道事業費に占める特定環境保全公共下水道事業の割合は約45.0%、平成24年度には約57.9%、平成25年度には約56.7%、平成26年度決算案では約60.0%、平成27年度当初予算ベースでは約65.3%でございます。

次に、「平成31年度完了しますか」のご質問でございますが、従来より答弁させていただいておりますように、集落の密集地につきましては、今後極端な財政問題が生じない限り、平成31年度内に完了できるものと考えております。

次に、「今後4年間の工事計画の公表」につきましては、議員お述べのように、個人の住宅建設あるいは建て替え等に下水道整備の情報は重要です。現在、未整備の集落密集地は、富本地区・東井上地区の2集落であり、本年度で集落入り口までの整備が完了いたします。来年度以降引き続き整備してまいりますので、現在継続的に整備しております他の地域と合わせて、従来どおり自治会を通じ説明してまいります。

また、現在も住宅メーカーや個人、設計会社などから個々に整備計画について問い合わせがございますが、整備見通し等、1件1件、誠実に対応させていただいております。

次に、「未整備住宅等どれだけ残っているのか。責任を持って対応されるのか。特に、都市計画税を負担されてこられた方にはどう応えられるのか」の質問にお答えいたします。

既に面的整備を済ませた地域内に、法的に、あるいは諸事情があつて公共污水枡を設置していない箇所が存在しております。また、本年度、国からの指示により、市街化区域、市街化調整区域の区別なく、町内全域を対象とした污水处理総合基本構想を策定しております。その構想では、これから整備を進める地域に合併浄化槽

での対応をお願いする方々が発生いたしますので、こういった方々のために、基本構想策定の過程で従来の浄化槽設置補助制度の強化拡充等の議論も深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 持田尚頭君 登壇）

○総務部長（持田尚頭君） 続きまして、第2番目の「都市計画税について」のご質問にお答えいたします。

ここ5年間の都市計画事業の内容は下水道事業のみで、事業費の決算額等の概数は、平成23年度5億1,000万円、平成24年度5億2,000万円、平成25年度6億7,000万円、平成26年度5億8,000万円であり、平成27年度の予算額は7億5,000万円でございます。

都市計画税の課税の根拠につきましては、地方税法第702条第1項の規定及び都市計画税条例に基づいて課するもので、課税客体は市街化区域内の土地及び家屋で、税率は0.2%となっております。

都市計画税は、都市計画において定められた都市施設の整備に関する事業で、道路、河川、公園、水道、下水道、ごみ焼却場、学校等や市街地再開発事業に要する費用に充てる目的税となっております。

本町の都市計画税の用途につきましては、事業実施年度の財源や過去に実施した事業の地方債の償還に充当しており、ここ数年では毎年の充当対象経費が約7億円で、都市計画税収入が1億5,000万円となっております。本町の都市計画事業の財源としてまちづくりに役立っているところです。

都市計画事業の実施により、市街化区域の土地利用の利便性や資産価値の向上につながることによって、税負担の受益を受けると考えられています。

都市計画税については、都市整備のための財源として重要であると認識しており、現時点では廃止は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

（総務部参事 北口尚吾君 登壇）

○総務部参事（北口尚吾君） 9番、吉田議員の第3番目の「やまと広域環境衛生事務組合の環境整備基金について」のご質問にお答えいたします。

やまと広域環境衛生事務組合の周辺地区環境整備基金は、新焼却場を設置するに当たり、施設周辺地区住民の生活環境の向上を図り、周辺地区の発展と活性化を推進することを目的として、施設周辺地区が取り組む環境整備事業、地域活動事業及び生活環境向上事業に要する資金に充てるために設置された基金で、積立総額は4億5,000万円であります。

支出は、小殿地区で集会所新築工事などで約5,140万円。朝町地区で公民館敷地取得並びに公民館改修工事で約1,920万円、自治会館駐車場整備工事で2,050万円、墓参道改修工事などで約4,030万円、計約8,000万円。栗阪地区で太陽光パネル設置事業などで約2億1,540万円。3地区合計約3億5,000万円の支出で、本年7月で約1億円の基金残であります。

次に、周辺地区環境整備補助金の工事施工について、御所市が負担すべき部分については、当然御所市による施工であり、組合による支出はありません。

健康増進施設の建設については、新処理施設建設条件として、やまと広域環境衛生事務組合が周辺3ヶ自治会と協定を交わしたものであります。

しかし、本町といたしましては、御所市のスポーツゾーンに多くの人々が利用できる風呂施設やプール、トレーニングジムなどを備えた健康増進施設を建設することで、公園整備事業として国庫補助金の活用など財源負担の軽減が図られることなどから事業主体について協議を行っているところであります。

費用負担については、昨年第3回定例会での答弁のとおり、風呂施設相当額については、構成市町の負担も必要と考えております。

いずれにいたしましても、現時点、健康増進施設についての詳細については協議中であり、可能な限りの財政負担の軽減に努め、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） まず答弁漏れを1つ指摘します。下水道事業について、未整備住居等はどれだけ残っているのかということについては答弁がなかったですね。

責任を持って対応されるのかということについては、何かあったか、ないか、分からないような状況でしたので、これはやっぱりちゃんと答えていただきたいと思います。

まず答弁を求めた中で、いろんなちよっと、うまいこと言葉でごまかしてあるというのがあって、そこがちょっと気になるのです。

まずですね、下水道事業についてですけれども、答弁の中では、認可地域は町内全世帯を認可されているということをお答えされましたよね。平成31年度までには、集落密集地については整備を完了しますと答えられましたね。ということは、集落の密集していないところは、やらないということなのか、平成31年度を越えるということなのかというのが分からないよね、これではね。分かる答弁をしてもらわないといけないなと思うのです。

この下水道事業は歴史がありましてね、平成14年だったと思います。私が議員にならせてもらったときに、当時市町村合併という話が出ていましてね、田原本町がなくなるのと違うかということで話があったときに、当時辻部長という方がおられたのですよ、辻部長が。その方がね、市町村合併したら田原本町の基金とか財産はみんな持っていかれると。そんなのしたらもったいないと。それまでに田原本町の土地の下に埋めようとお金を埋めるのと違いますよ。下水道事業を全世帯にやろうじゃないかということをお私たちに議員に対して説明されて、平成14年の事業認可になったと、私は思っているのですね。

ですから認可地域は実際に全世帯が対象なのですよ。ところが答弁では、集落は対象とするけれども、周辺地域は放ったらかしにしますよと言わんばかりの答弁だったと。ここがよく分かるように、なぜそういう方向が変わったのかという説明がないのですよ、これまでもね。そこはちゃんと答弁をしていただきたいなと思いますね。

それで、どうするのかということも加えて話してもらわないと理解できないと思いますので、お願いします。

それと、あと4年間だから事業計画を発表しなさいよと言っていることについては、何か自治会長に対しては説明しますということだけですよ。直接個人から問い合わせをしたら、それは答えますという話なのです。そんなことでは、ちよっ

とやっぱり田原本町行政が、じゃあ問い合わせをしないと教えてくれないのかという行政やということになりますよね。堂々と、あと4年間こういうふうにして、田原本町は下水道整備しますよと言ってくださいよ。できませんのか。なぜできないのかと。まあ、放ったらかしがあるからできないだろうと思いますけども、その辺も入れて説明願いたいと。

それと、あと未整備地域の数等が発表されなかったということも関係しますが、これに関して、この間、具体的にどう対応されてこられたのかと。1件でもあるのかということとを具体的に答弁してください。そうしないと、やる気があると、いくらここで言ってもらっても実際に進まなかったらいけませんのでね。もうこの地域は周辺に下水枘が設置されて長いところでは10年経ちますよね。放ったらかしなのですよ。その間、行政からは何のアプローチもなかったということですので、その点では、このまま放ったらかしにしようかということになるのかなと思いますので、そこは具体的に本当に動いているのかということをお聞きいただくと、具体的に事例を示してください。

次にですね、都市計画税です。都市計画税について答弁いただきました。

私は、これについても負担されている方が具体的に利益を受けておられるかと。部長の答弁では、市街化区域の土地利用の利便性や資産価値の向上につながると。だから受益を受けておられると考えていますと。そうしたら田原本旧町内の資産価値がどれだけ上がったのかということとは言えますか。私は反対に土地の値段が下がっていると思います。この旧町内に限って言ったら何をされたかと、都市計画税で。今答弁でもなかったですよね。答弁のほうは下水道事業をやりましたと。下水道事業で放ったらかしのところは何もしてませんよと、もうすぐ答弁があると思いますけども。それで下水道地域は、市街化調整区域ばかり今入っているわけです。一部その準工業地域ができましたので、それは後から都市計画の対象やといったらそう分かりませんが、これは今の負担されている方とは、やっぱりちょっと関係ないと私は思うわけですね。また、ごみ処理場とか、都市計画を使う目的があるとおっしゃるけども、こんなの都市計画地域だけの話じゃないじゃないですか。都市計画時に公園をどう整備したのかといったら、その負担されている人に、こんなことをしましたので、皆さんの税金はこう使わせていただいていますと言えること

がありますか。あるのだったら示してくださいよ。そうしたら皆さん納得されます。

さっきもありましたように7億円も借金を返さないといけないから、1億5,000万円しかないのでは足りないですというような話だけでも、あのね、都市計画税を取っていない町って多いでしょう。隣の広陵町は取ってないでしょう。どこも取っているのだったら、それはそういう必要性があるか分かりませんが、都市計画税を課税している町なんて少ないのですよ、奈良県内では。ほかはあまり知りませんから言いませんけども。その点では、本当に負担されている方が納得できる、そういう答弁を示してもらわないと、取りやすいところから取ると、1回課税をしたら握って離さないでという田原本町だなということになると思いますので、それは責任ある答弁を求めます。

3つ目ですね、やまと広域環境衛生事務組合、これもね、なかなか私らの手の届かないところにあるような感じがしますので、今回質問したのです。実際にやまと広域環境衛生事務組合の議事録を見ますと、やっぱり御所市の議員から、この環境整備基金を市道の改修とか、そういうものに使わせてくれないのかというような議論がされているのですね。その点で、ちょっとぜひここで念を押したいから質問させてもらったのですよ。

答弁としたら、御所市の市道、水路、里道、そんなことには使わないという答弁をいただいたと思いますので、確認を再度したいと思います。

それとね、健康増進施設、これがややこしい。説明もややこしい。誰が何をするのかが分からないと。

御所市が今年の3月議会でしたか、1月でしたかね、3月か何かの議会で、具体的な健康増進施設をここでつくりたいという提案を御所市議会にして、結果として否決されたという話を聞いています。それで今暗礁に乗り上げていると。

ただ、御所市が場所を選定できないのに、田原本町が入っているやまと広域ができるかと言ったら、そうでもないですよ。なぜ御所市が事業主体ですかと言ったら、2つ目的がありましたよね。1つは御所市が御所市として市民の皆さんが使える良いものをつくりたいと。当初答えられたように風呂施設だけだったかもしれないと、もっと良いのをせっかくだからつくろうという思いがあって、御所市がやりますよと、当初答えられましたよね。

それで、もう1つは国の補助金をもらうためには、御所市がそういう窓口になってやったほうが得策だということもあって御所市がやるとなったと思いますね。またそれがですね、宙に浮いていると。これがどうなっているのか心配ですけども。つくらないのでしたら、つくらないでよろしいですけども、つくるときに当たって、田原本町は土地のことも、地域のことも分からずに進めることはできませんので、御所市でやってもらったら良いと思います。

ただね、心配しているのは、御所市にぜひやってほしいと思いますけども、費用負担について風呂施設相当額というのは金額が分からないと。田原本町がいくら負担しないといけないのかということが分からない、これではね。それだったら任せておいたら良いという思いもあるか分かりませんが、私はね、ごみ中継施設、土地を買って建物を建てるに、一番当初、議会に説明があったのは7,650万円ですと行って説明があって、今10億からのお金を注ぎ込んでいるわけでしょう。10倍以上の事業をしてるわけじゃないですか。同じことがここでも起こるか分からないです。田原本町がそういう実績があるから心配して、ちょっと質問させていただいています。

例えば風呂施設相当額というのは、どのぐらいの金額を上限として見込んでいるのか。それとも、これはですから、この答弁は御所市や五條市から要請されたら出しますという答弁をされているんでしょう、風呂施設相当額は出しますよと。それだったら、どこまでいくのだというところをはっきりしてもらわないと、任せておいたらえらいことになる。

先ほど質問のときに示させていただきましたけども、御所クリーンセンターの移転補償なんて全く念頭になかったお金が、しかも金額としたら1億3,600万円でしたかね、べらぼうな金額が出てくるのです。その点では、後からこんな費用が出てきましたと、払わないといけませんねと、ずるずると、いくらでもお金を出すということではいけないと思いますね。それは田原本町として出すのだったら出すで、ここまでを上限に出しますので、皆さんご理解くださいと堂々と町民に向かって発表したほうが田原本町の行政を預かる方の気持ちが住民に伝わるとと思いますので、どこまでやるのだというのが言えないのでしたら、天までいくよという理解になりますので、答弁を求めたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡 努君） まず面的整備区域内に存在する未整備住居についての資料はあるのかというご質問でございますが、残念ながら現在詳細な資料は持ち合わせておりません。それにつきましては、先ほども答弁いたしましたように、汚水処理総合基本構想の本年度発注、本年度で策定する予定でありますので、その中で詳細に詰めてまいりたいというふうに思っております。

それから平成31年度に全部終わるのかということでございますが、先ほども答弁いたしましたように、住宅密集地につきましては平成31年度内に終わる予定でございます。

それから、それに漏れておる、いわゆる飛び地というところでございますが、それも汚水処理総合基本構想の中で、合併浄化槽の対応というところに対応していきたいというふうに思っております。ですから、その飛び地等につきましては、平成31年度以内に終わるかどうかということは、恐らくは終わらない部分が出てくるというふうに思っております。

それから、これから4年間の計画を明確にできないのかということでございますが、先ほども答弁させていただきましたように、もう既に93%が終わっております。残りは少ないということで、下水道事業といいますのは、下流側から順番に上流側に整備していけるものでございますので、本年度ここまで整備が進んだということであれば、それから先、今年はここまで、私のところには何年後ぐらいに来るのだろうなということは想定できるというふうに思っておりますし、個々の対応につきましては、先ほど述べさせていただきましたように丁寧に対応させていただいております。

それから未整備地区の対応でございますが、法的にそこに敷設管を設置できないということであれば、最終的には合併浄化槽での対応ということになるのではないかと考えております。

それから私道等の敷設ができないということで今止まっているところにつきましては、その敷設できないという際に丁寧に説明してございまして、そういう諸事情が解決すれば、こちらのほうで対応させていただきますということを言っておりますので、対応ができるようになれば、こちらのほうに届け出があれば対応させていた

だきます。

1件でもそういうことがあるのかということですが、本年度、もう少しすれば、鍵でそういう私的なトラブルで汚水枡が入っておらないところにつきまして、設置、整備をする工事を発注する予定でございます。

以上です。（「その理由が全然ないですよ。なぜ全戸すると言っていたのが、しないようになったかという理由が全然ないですよ」と吉田議員呼ぶ）

なぜ整備できなかったか？（「違う、違う。事業認可は田原本町全戸を下水道にするというのが当初の発表でしょう。第3次総合計画の計画じゃないですか。ところが今はそうじゃないと、集落しかやらないよ」と吉田議員呼ぶ）

いや、平成31年度までには集落が終わりますと。（「ですから集落以外のところは残るじゃないですか。なぜそれが変わったのかという理由がないじゃないですか。そこを教えてくださいよ」と吉田議員呼ぶ）

従来から言っておりますように……。 （「総合計画をなぜ変えたのかということを知っているのです、中身を。まだ変わっていないのに」と吉田議員呼ぶ）

総合計画の内容をなぜ変えたのかということですが、最終的に合併浄化槽での対応であっても、最終的に全世帯の汚水処理をする、下水道処理をするということは変わっておりませんし、現在の財政状況を鑑みて、そこに代替施設、合併処理浄化槽というものがあるということであれば、そちらのほうを選択せざるを得ないのかなというふうに思います。（「そんなの全然理由にならないですよ。合併処理浄化槽がついているところでも下水をつなげて普及率を広げているじゃないか、今までも。それだったら初めから合併浄化槽だったら、つなぐか、つながないかは、あなたの自由ですよという話になりますよね。そうじゃないでしょう」と吉田議員呼ぶ）

いや、それにつきましては、先ほども言いましたように、何度も言っておりますように、汚水枡の総合基本計画を本年度策定しておりますので、その中で適切に対処していきたいというふうに思っております。（「分かってくれないかな。あと既に面的整備をやったところで、まだできていないところは、課では分からないですか」と吉田議員呼ぶ）

詳細な資料は手元ございません。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 都市計画税の関係でございます。

都市計画税につきましては、目的税でございます、まず個々の資産に対する受益に関係して、着目をして課税をするというものではございません、あくまでも都市計画事業、また土地の区画整理事業を実施することによりまして、そこにおける土地や家屋の利用価値が向上し、その結果、その所有者の利益が増大することが認められるという受益関係に着目をして課税をするという制度でございます。本町におきましても、この都市計画税につきましては、この趣旨をベースに課税をさせていただいているところでございます。

最近は事業というのが下水道事業になってまいっておりますが、過去の事業の地方債の償還にも財源としても活用させていただいているところでございます。

以上でございます。（「だから、その資産の価値の向上という具体的な話はないのですかという質問をしたのですけども、具体的には何もないということですね。そうですね。「過去の借金を返すために使わせてもらっています」だけでよろしいのですね」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） やまと広域環境衛生事務組合の環境整備基金について御所市の事業に使うことはないかという再確認でございますが、環境整備事業の中で御所市が負担しなければならない部分については、当然御所市で負担していただきます。しかし、御所市管轄内でも明らかに焼却場が原因となっている支障に帰するものについては幾分か負担が考えられると思いますので、それにつきましては御所市と十分協議をしながら費用負担の割合を協議してまいります。

それからお風呂相当分の額につきましては、平成25年第1回定例会におきまして、本町の考えであります、お風呂施設に約5億円程度の施設……。 （「聞こえない」と吉田議員呼ぶ）

すみません。平成25年第1回定例会におきまして、風呂施設相当分の額につきましては、約5億円程度とお答えをさせていただいております。（「えっ、5億円？」と吉田議員呼ぶ）

はい。（「5億円も要るの？」と吉田議員呼ぶ）

5億円程度と……、町の考えであります……。 (「田原本町の負担ですよ」と吉田議員呼ぶ)

いいえ、施設として5億円ということです。 (「それなら、いくら負担するのよ、田原本町が」と吉田議員呼ぶ)

町といたしましては、約1億3,000万円程度でございます。 (「1億3,000万円だったら4億円しかありませんですよ、合計して。割合からしたら」と吉田議員呼ぶ)

その分でいくと、1億円の基金の取り崩しを考える場合です。

○議長 (辻 一夫君) 9番、吉田議員。

○9番 (吉田容工君) まず下水道ですけども、私、以前部長から資料をもらったのですよ。これは河川縦断占用関係で未接続の地域が16という資料をいただいた。ただ、もう1つありますよと指摘して17と、私は認識しているのですね。

それと、あと私道敷関係でつなげないところが、このときは34カ所と伺っています。これ地図も付けてありますから、これ以上増えているのかどうかだけの話でしょう。それがなぜ答弁としたら、「その数字を持っていません」という話になるのかと。

それと、先ほどちょっと聞き取りにくかったのですけども、1件でも例を挙げてくださいと言ったら、鍵か何かおっしゃいましたか。鍵は、この明細には入っていないですよ。それはどういう理由で、これまでつなげなかったの、そこはわかりますか。河川敷縦断関係でだめだったのか、私道敷関係でだめだったのかということを書いていただきたいと。

それでね、田原本町は10年間の計画で、総合計画という計画を持って事業を進めていますよね。その総合計画をどう具体化するかという仕事をしてもらっていると。ところが、ここに来てですね、総合計画じゃない中身で事業をしているというのを公然と今発言されましたよね。第3次総合計画では、全世帯が下水道に接続するように工事をしますと謳ったわけですよ。それが今答弁では、密集地域だけしますよと、周辺はしませんよという答弁をされたでしょう。なぜそうなったかという理由が全然ない。これは事務的な問題と違って、田原本町の行政のあり方として変わったということですから、これはちゃんと住民に説明しないといけない。第3次

総合計画をつくって、終わったら次、第4次つくるよと、その間にどう変わったのかという説明が、第2次から第3次になったときにできなかったのですよ、当時の部長さんなんかはね。で、私は怒ったわけですけども。第3次の計画があつて、第4次になるときに変わることもあろうかと思えますけどね、ただ、今まだ第3次ですよ。第3次の方向でやるんだというのが普通だと思いますけど、変えたのだった、変えた理由をちゃんとと言わないといけないと私は思いますよ。町長から指示があつたから変えたのだと、それだけではいけないわけですよ。町長がなぜこれを変えるかということの説明しないと、住民に対して。と思っているのですけどもね。

ですからね、非常に申し訳ないのですけども、進め方が住民にとってどういう影響が出るかということが全然検討されずに、この仕事が進められているような気がしてしょうがない。特にやっぱり皆さんの税金で下水道を接続していきますよということでしょう。都市計画税を使って下水道事業の借金を返していますと、総務部長、答えられたわけじゃないですか。そうしたら皆さんのお金は、こう有効に使われていますよと。それであっても、この人らは、ここから外しますと言ったわけでしょう。外した人にはどんな特典を与えるのかとか、それとも下水道枡が来てても、そんなの放っておいて良いのだと、合併処理浄化槽で事足りるから良いということにしてしまうのかということになりますよね。それをどう判断されているのか全然伝わってこなかったですね。

その点では、これは担当部長では無理なのかと思いますので、町長になぜ町の方針が180度というか、第3次総合計画の中身が変わったのかという理由をちゃんと説明していただきたいと思います。

次に都市計画税についてです。

今も申し上げましたように、下水道事業は、ほとんどが都市計画地域外で調整区域で進められていると。ちょっと私知りませんでしたけども、公共下水では、例えば八田とか、多とかというところは、都市計画調整区域ですけども、公共下水事業としてカウントされているということが最近分かったのですけども。そんなのも入れて都市計画地域内の公共下水事業が段々と割合が減っていると。しかも償還が来ても平準化債でわざわざ借りて、もっと使いましょうとって借りておられるでし

よう。だから償還してもらっていますとおっしゃっていますが、終わったはずなのに、またあるじゃないかというところが今の公共下水道事業の借金の中身じゃないですか。そんなことで市街化区域の都市計画税を負担されている方がどう納得されるのですか。しかも都市計画道路と言われている道路は塩漬けですよ。それでもするのやったら、まだましですけども。だから公園整備をここでしますと言ったら、まだましですけどもね。それもなしで、都市計画税を今まで取っていたから取りますよということではいけないと思いますけどもね。反対にですね、都市計画税を取っていない広陵町のほうは、地域ごとに公園を整備して行って、都市公園がたくさんありますよね。残念ながら田原本町の都市公園は自治会公園を都市公園に格上げして、これだけありますと、数を増やしたという過去の歴史からすると、都市計画税は使われていないと私は思いますよ。その点では、これはもう1回、住民の皆さんが納得できる答弁を求めたいと思います。

最後に、やまと広域環境衛生事務組合の件では、初めてと言うか、前回に答えたとおっしゃっていましたが、風呂相当額というのが5億円と。うち1億3,000万円ぐらいが田原本町負担と。ですから、それから増えることはありませんね。

当初、私らは環境整備等を入れて2億円出したら、ごみ焼却場の周辺地域の環境整備が終わると、全部賄えるのだと聞いて聞かせていただいていたように思うのです。だから2億円。1億円は使途自由で渡すと。御所市と田原本町で2億円になりますけども、2億円で地元の環境整備とかをやりますというような話をされていたと。その点からしたら、やっぱり簡単に1億3,000万円の新しい負担が考えられますということは、なかなか理解できないなと思います。お風呂施設がそんなにやっぱり……、値段というのはあってないようなもので、全体の計画の一部のお風呂となったら単価は安いですよ。お風呂だけ単独だったら5億円かかるとしても、それをいろんなスポーツジムと一緒に、プールと一緒に風呂施設をつくったら、そんなにかかるのですか。その5億円という根拠ですね、どこから出たのかということ。後は1億3,000万円以上は出さないと公言できるのかということの答弁を求めます。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 第3次総合計画を今のところ変えたつもりはございません。

ただ、第4次総合計画をつくっていく中にありまして、費用対効果の面を考慮いたしまして合併浄化槽で対応していきたいというふうに今現在考えているところでございます。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡 努君） 未整備地区の汚水枘が入っていないところの資料をお持ちだということですが、私はすみません、担当課とのやりとり中で、それを把握しておりませんでした。それは申し訳ございませんでした。

それから鍵でということですが、鍵については、私道、それから自治会内のいろいろなトラブルがあって、これまでやってこなかったものが、それが解決されて今年度内に工事を発注する予定でございます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 下水道の事業の内訳ということでございますと、平成23年度決算ベース、これは人件費を除いた数字でございますが、まず公共下水道事業につきましては2億6,000万円、それから特定環境保全公共下水道が2億1,000万円、それから平成24年度が公共下水道が2億円、特定環境保全公共下水道が2億8,000万円、それから平成25年度につきましては、公共下水道が2億7,000万円、特環が3億6,000万円、平成26年度が公共下水道が2億円、それから特環が3億3,000万円という、まず事業費ベースの推移でございます。

この事業に対しまして国庫補助金等がございますが、その残りにつきましては地方債を活用してるところでございます、その年度での一般財源というのは、おおむね地方債、国庫補助金で賄えますが、当年度、その一般財源相当分の地方債について後年度で充当しておるということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 風呂施設の5億円につきましては、いろんな関係の風呂施設を聞いたところ約5億円程度の算出をいたしました。

それで1市町村当たり1億3,000万円以上の負担は考えられないのかという

ことですが、健康増進施設につきましては、詳細については今協議中でございます。先ほどお答えいたしましたように、可能な限り財政負担の軽減に努められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） 私は中学校給食について、まず質問させてもらいたいと思います。

町民の方々の長年の希望が実って、中学校給食の実施に向けて出発したことに對して、多くの町民が喜び、我が子が中学校を卒業するまでに給食を食べさせてあげたいと期待して待っておられます。私も食育に力を入れている本町のこと、誇れるような内容の給食で、しかも時期も最大限早期に実現していただけるものと大きな期待をしています。

そこでお聞きします。実施時期を設定し、それに向けてのスケジュールを立てておられるとは思いますが、町長は中学校給食に対してどのような方向性と実施時期を考えておられますか。

次に、方式についてですが、自校式でもセンター方式でも、現場の調理員さんたちは精一杯、頑張っておられます。自校式は子どもたちに匂いが届き、できたてが食べられ、万が一食中毒などの事故が発生しても1校で食い止められます。それに対してセンター方式は早めにつくるので、汁物は味が変わったり、揚げ物は水滴でべた付いたり、麺類はだんご状態になるなど、せっかくの料理がまずくなり困るという現場からの話を聞きました。そうして比べると、センター方式のメリットはコスト面だけではないでしょうか。

そこでお聞きします。方式についてのコスト計算をして示してください。

次に、もし自校式で北中学校、田原本中学校に調理場をつくるとしたら、場所は充分確保できると思いますが、どうですか。

次に、不法投棄と粗大ごみについて質問します。

不法投棄があった件については、各関係者の方々のご尽力のおかげで無事解決さ

れたことは、近隣住民にとって本当に喜ばしいことと思っています。しかし、10月からの不燃ごみ、粗大ごみの有料化に伴い、住民の方々は「不法投棄という犯罪が発生しかねないという不安と心配が拭いきれない」と言っておられます。町内に不法投棄を許さないためには、町民の美化意識の向上とともに、未然に防ぐ対策を講じることも大切だと思います。例えば広陵町のように、移動式監視カメラを設置するのも一つの方法でしょう。また、不法投棄をしている現場を見ても、どこに連絡したら良いのか分からない。「広報」やごみの「収集日のお知らせ」に分かりやすく載せてほしい。住民は有料化に協力しているのに責任ある態度をとって欲しいとの声もあります。

そこで不法投棄の相談などの窓口について、また前回の質問以降、パトロール、広報活動のほかに不法投棄を防ぐ新たな対策をお考えですか。お示してください。

次に、住民の方々から強い要望が出されている件ですが、粗大ごみを出すとき、ベッドのスプリングを外すことはとてもできないから、そのまま出せるようにしてほしいということです。ベッドの分解は大変な作業です。

そこでお聞きします。ベッドは、なぜそのまま粗大ごみで出せないのですか。また、スプリングを外さずに出せるように変更されますか。

以上です。また再質問は自席で行わせていただきます。

○副議長（西川六男君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 4番、森議員の第1番目の「中学校給食について」のご質問にお答えをいたします。

中学校給食につきましては、昨年年第4回定例会以降の一般質問及び総務文教委員会における質疑、報告のとおり、教育委員会の附属機関として「田原本町中学校給食検討委員会」を設置し、中学校給食の実施に係る課題や導入に必要な事項に関して諮問をいたしました。

現在、この検討委員会において、運営形態をはじめ、食育、実施上の学校運営といった解決すべきハード面、ソフト面のさまざまな課題等について検討をいただいているところであります。

「中学校給食の方向性」及び「実施時期」については、検討委員会からの提言を

踏まえ、教育委員会において本町にとって最も適した中学校給食の方向性を取りまとめ、町長部局に示してまいりたいと考えています。

また、「方式別のコスト」及び「各校の調理場のスペース」等についても、検討委長会の検討事項でございます。

なお、進捗状況については、地方自治法第125条の規定による採択請願の処置経過の請求に基づき総務文教委員会に報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（西川六男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 続きます、第2番目の「不法投棄と粗大ごみについて」のご質問にお答えいたします。

「相談等の窓口」につきましては、不法投棄相談窓口を環境管理課に本年8月から一本化いたしました。不法投棄を発見された場合は、ご連絡をいただけましたら、環境管理課が関係各所と連携し対応いたします。通報先につきましては、広報8月号で周知しております。

「不法投棄を防ぐ対策」につきましては、現在、関係各所との連携によるパトロールを強化し、河川等の環境美化活動などを行っております。また、自治会から不法投棄を防ぐ依頼には啓発看板の設置も行っております。住民一人ひとりが不法投棄を許さないという意識が定着するように、環境への啓発や啓蒙活動を行い、環境問題により一層の関心を持っていただけるように努めてまいります。

なお、今後の対策といたしましては、不法投棄が頻発する場所があれば、一時的に監視カメラの設置を考えております。

次に、「ベッド」につきましては、田原本町清掃工場ではスプリングベッドを焼却した場合、焼け残ったスプリングが灰の搬出設備に詰まり、故障の原因となること、また破碎処理をした場合、破碎機に絡まり、故障の原因となることから、明確に分別する必要がありますので、現在、分別されていないものについては収集しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（西川六男君） 4番、森議員。

○4番（森 良子君） 中学校給食についてですが、早期に実現を願う請願というものが出されて可決されてから2年、町長が中学校給食を実施しますと言われてからは、もう1年近くがたとうとしています。少しのんびりし過ぎてはいませんか、私は思います。

ごみの有料化は広報で知らせてから約半年でもう実施、また建ててもすぐには使わないごみの中継所もさっさと建築中と、素早い対応をされていますのに、住民の切実な願いはどうしてこんなに遅いのでしょうか。中学校給食の実施の年月日を決めてから逆算した取り組みのスケジュールを決めるべきではないでしょうか。1年でも半年でも早く子どもたちに中学校給食を食べさせてやりたいという町民の気持ちが本当に分かっておられますか。

そこでお聞きします。実施時期は本当にまだ決められないのですか。実施時期を早める対策はお考えですか、もちろん中身の充実は言うまでもありませんが。

それから次に不法投棄のことで聞きたいと思います。

今答弁していただいたように、不法投棄が頻発する場所があれば、一時的に監視カメラ設置を考えているとの答弁ですが、犯罪が起きてからではなく、私は監視カメラは不法投棄を未然に防ぐためにつけるべきだと思います。犯人探しをするのではなくって犯罪を起こさせない取り組みというのが大切なのではないかと思います、そう思われませんか。

次に不法投棄のことですが、河川に捨てられたり、流れ着いたごみというのはどうされていますか。学校とか幼稚園の近くなどでは、そういう場面があると子どもたちが目にして、教育上、非常に悪い影響を与えてしまいます。

河川のごみは桜井土木のほうに連絡をしておられるのでしょうか。また、桜井土木に連絡を入れたときには、どういうタイミングで、どういう対応の仕方をしているのか、お聞かせください。

それからもう1つ、ベッドのスプリングのことですが、住民の中には、自分でばらしたくても体が不自由だとか、高齢だとか、いろんな条件があり、どうしてもできない方もおられます。このようにどうしてもスプリングを外すことができない方はどうしたら良いのでしょうか。その方法を教えてください。有料化されても、これでは住民サービスにならないのではないかと私は思います。

以上の点、よろしく申し上げます。

○副議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 中学校給食の実施時期につきましては、昨年の第4回定例会以降の答弁、報告のとおり、検討委員会からの提言を踏まえて、教育委員会において中学校給食実施に係る学校運営等の状況を検討して、方向性等々を一緒に取りまとめてまいりたいと考えております。もちろん早期実現を目指しておりますが、授業やクラブ活動等にできるだけ影響を与えず、子どもたちに安全で安心な給食を提供するためには、具体的な事項等についても十分に検討が必要でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 河川等の不法投棄の連絡先でございますが、先ほども言いましたが、不法投棄を発見された場合は、清掃工場のほうに連絡していただきまして、それぞれ県道、1級河川の場合は、県の管理課のほうに環境管理課のほうから連絡させていただきます。通常、町道、一般河川に関しましては、土木管理課のほうで対応するような形になります。それ以外の空き地、空き家、行政財産に関しては、総務課のほうの担当となります。

それとスプリングベッドの解体ができない場合がございますが、現在、やまと広域環境衛生事務組合と運搬時間帯や処理品目などの整合性を図っております。サービス向上への処理困難品や家電リサイクル関係の有料化など、今後、新清掃工場稼働前に廃棄物の処理及び清掃に関する条例などの検証も必要じゃないかなと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川六男君） 監視カメラの問題について質問されましたが。

○産業建設部長（森 博康君） 監視カメラに関しましては、不法投棄が頻発するところに関しましては付ける予定はしていますが、連絡、一報いただいて、注意喚起を図っていく予定をしております。（「金曜日にベット回収したでしょう。それをどう処理するの」と呼ぶ者あり）

○副議長（西川六男君） ちょっと待ってください。

4番、森議員。

○4番（森 良子君） 私の聞くところによると、奈良市なんかはスプリングを外さなくてもそのまま収集してくれると、しかも無料でということらしいです。ほかの自治体でできるのに、どうしてできないのかなというのが分からないし。それと、どうしてもできない人、本当に困っている人というのは、いてると思います。ベッドを買い換えるときに引き取ってもらったら良いというようなこともありますけれども、もう買わないという方は引き取ってもらえないわけですね。そういうときの対策というのはどうしたら良いだろうというね、すごく悩んでおられると思います。

それで、職員の方がばらすということもできないのでしょうか。ある町民の方は、若い人が5人かかっても、一生懸命やっても1時間以上はかかったというふうな話もありますし、私自身もスプリングを外すことをやってみたこともあります。もう大変危険で、しんどい仕事です。だから何らかの対策を、これから高齢化に向けてのこともありますし、ベッドの回収は何とか考えていただきたいと思っております。

それともう1つ、給食のことですけれども、先ほども私、言いましたが、方式についても十分検討していただけたらと思いますけれども、せっかく実施をするのですから、やっぱりコスト面だけを重視するのではなくって、よりすばらしい給食の実現をしていただきたいと思っておりますので、自校式でいけるように、そういう方向で検討していただきたいなと強く思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） スプリングベッドに関しましては、個人的に搬出される場合でしたら南部環境のほうで1点3,000円ぐらいで受け取ってるという話は聞いております。

それと、町での解体のことですが、先ほども言いましたが、今後広域の処理場に搬入するときに、新たに廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中で、処理手数料とかというのを、また改定も考えていかないといけないと、一応考えておりますので、そのときに検証させていただきたいなと思っております。

○副議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 自校方式のことについては、ご意見として承っておきます。

○副議長（西川六男君） 以上をもちまして、4番、森議員の質問を打ち切りたいと

思います。

続きまして、5番、古立議員。

(5番 古立憲昭君 登壇)

○5番(古立憲昭君) 副議長のお許しをいただきまして、今期定例会に通告させていただきました分について質問させていただきます。

まず生活困窮者自立支援制度についてお伺いをいたします。

この制度は本年4月から既に施行されております。生活保護受給者は平成25年4月で215万人を超え、一昨年に過去最高を更新して以降、増加傾向が続いております。今回は生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることがないようにすることが必要であり、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体として実施が不可欠のことを踏まえて制度設計されております。そして主な対象者は、生活保護を受給していないが生活保護に至る可能性のある者で自立が見込まれる者となっております。これまでは、いろいろな対策が講じられてきましたが、総括的に3点ほど指摘されております。

その課題は、1つは一部自治体のみ実施、2つ目は各分野をばらばらに実施、また3つ目として早期に支援につながる仕組みが欠如している。この3点が課題でありました。

今回の4月から施行された「生活困窮者自立支援制度」は、これまで「制度の狭間」に置かれてきた人々、支援されるべき状況でありながら、支援の手が届かなかった人々に寄り添い、包括的な支援を届ける仕組みになっております。具体的には、福祉事務所を設置する地方自治体において生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が設置され、相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行うものでございます。また、その支援事業としては、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業、一時生活支援事業、住居確保給付金の支給、家計相談支援事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援などが挙げられております。そこで、この生活困窮者自立支援制度の本町の対応を5点お聞きします。

まず1つ目、制度のきめ細やかな周知については、どのように行っておられるの

か。2つ目としては、自立支援制度の対象となられる方々は、どのような方々なのか。3つ目、関係機関との連携体制のあり方は。4つ目、早期発見、早期支援の体制構築等、自立支援事業の充実はどのようにされるのか。そして、この任意事業の対応はどのようにされるのか。以上5点、ご答弁よろしくお願いたします。

次に、短時間に大量の雨が降るゲリラ豪雨が近年多発していることを受けて、ハード、ソフトの両面から推進する改正水防法などの関連法案が5月に成立いたしました。この水防法の中で少し町と関連があるのではないかということについてお伺いをいたします。

改正法の主なポイントは、甚大な被害が想定される「浸水想定区域」に指定すべき対象を広げたことです。この「浸水想定区域」に指定されると、市町村は災害発生時の対応や復旧・復興の方法などを定める「地域防災計画」に避難場所や避難経路、訓練実施の規定などを盛り込まなければなりません。豪雨による浸水被害には、川の水が堤防を越える洪水と、下水道や側溝が雨水を排水しきれずあふれる「内水氾濫」の2つがございます。

現在の水防法は、洪水で被害が予想される地域を浸水想定区域と指定するよう国と都道府県に義務づけておりますが、内水氾濫に関しては今までは定められておりません。このため、この改正法では、都道府県と市町村に内水被害のおそれがある区域の指定を義務づけ、河川の氾濫などと同様に浸水対策を促す。この内水氾濫の浸水想定区域について、市町村は地域防災計画に基づいて避難場所や避難経路を示すハザードマップをつくり住民への周知に努めることとなっております。

そこでお聞きしたいのが、寺川の東側、いわゆる阪手・小阪地域を中心とした地域が、大雨が降るとしょっちゅう浸水被害が起きていると思います。このことは皆さんご存じだと思います。この地域はいつも警戒地域となり、そして住民の方々を苦しめています。町も対策として田んぼダム等の対策を立てられているが、根本的な解決策とはなっていないのではないのでしょうか。このことから阪手地域を中心する浸水は、今回の改正水防法にある「内水氾濫」に当たるのではないかと考える次第でございます。町の考えをお聞かせください。

次に本町の買い物弱者についてお伺いをいたします。

少子高齢化が進む中、高齢世帯を中心に食料品など日常の買い物が困難な「買い

物弱者」が増えております。その要因は様々ですが、今後ますます社会問題としてクローズアップされると予想されます。

そこで本町における買い物弱者についてお聞きをいたします。今も述べました買い物弱者とは、流通機能や交通網の弱体化、また身体的な要因により食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のことであり、別名「買い物難民」、または「買い物弱者」と呼ばれております。そして徐々に、その増加兆候は高齢者が多く暮らす過疎地や高度成長期に建てられた団地等、また足腰が弱くなった高齢者の方々などでございます。経済産業省では、その数全国で700万人程度と推計しております。

そこで、経産省は買い物弱者対策支援に本格的に乗り出しております。その背景は生活インフラの弱体化が住民ニーズに地方自治体だけで応えるには難しくなってきたと捉え、「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」で、流通業者や自治体等の地域主体が連携し、事業を実施することが重要と位置づけ、買い物環境整備促進事業として平成26年度補正予算に計上されました。これは日常の買い物機会が十分に提供されない地域が存在する。そのために民間業者、またNPO等による買い物機会を持続的に提供する新たな取り組みを支援すると述べられています。そして取り組みの参考例としては、1つには身近な場所に店をつくる。2つ目としては、ご本人を店まで連れてくる。3番目としては、商品を届けるなどが挙げられております。

奈良県においては、既に五條市の大塔町エリアにおいて吉野ストアがこの事業に参加され、買い物弱者に移動販売等で広域販売を行い、買い物機会を提供、五條市また自治会との連携により地域活性化を行っておられます。

そこでお聞きをいたします。本町の買い物について、田原本町はどのような地域と考えられておられますか。2番目として、本町における買い物弱者はどれぐらいおられると思われませんか。3番目として、買い物弱者に対する本町の対応をお聞きをいたします。

以上、大きく3項目、ご答弁よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○副議長（西川六男君） 住民福祉部長。

(住民福祉部長 寺田元昭君 登壇)

○住民福祉部長（寺田元昭君） 5番、古立議員の第1番目の「生活困窮者自立支援制度について」のご質問にお答えしてまいります。

全国的生活保護の状況は年々増加し、本年6月の速報値では162万世帯、216万人が受給されています。その中で高齢者世帯も増加傾向にありますが、平成21年のリーマンショック後、稼働年齢層と考えられる世帯の割合が大きく増加しました。そのような中、国は生活保護に至る前の生活困窮者の「第2のセーフティネット」として平成25年に生活困窮者自立支援法を制定いたしました。それを受け、本町を管轄します奈良県中和福祉事務所ではモデル事業として、昨年度から中和生活自立サポートセンターを立ち上げ、生活困窮者に対しての相談窓口を開設されたところです。また本年4月からは、中和・吉野生活自立サポートセンターを県社会福祉総合センター内に開設され、十津川村を除く町村をエリアとして相談を受けておられます。

本町におきましては、制度のきめ細やかな周知について、昨年11月広報から毎月掲載しており、本年6月からは月1回、サポートセンターの出張相談の日を設け、毎月広報や本町及び出先機関にパンフレットを置き周知を図っています。

生活困窮者自立支援の対象となられる人は、現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で自立が見込まれる者となっておりますが、本町にどれだけの方がおられるかは把握はできないところです。

関係機関と連絡体制のあり方につきましては、生活困窮者からの相談があった場合は、中和福祉事務所と連絡・調整を密にし、聞き取りの結果、生活保護の対象とならない方で就労等の支援が必要な方や、その他の生活困窮者につきましてもサポートセンターにつないでいるところです。

早期発見、早期支援の体制構築等自立支援事業の充実につきましては、本人からの相談はもとより、生活困窮者の知人や、地域の方、また民生児童委員の皆様からの相談があれば、速やかにサポートセンターにつないでいるところです。

最後に任意事業については、まず必須事業でございますが、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給となっております。

次に任意事業ですが、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事

業並びに学習支援事業となっています。現在、サポートセンターでは必須事業のみを実施しているところです。

生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない方も多いと思われることから、早期の支援につながるよう関係機関と連携を密にし、また広報やホームページで制度の周知を引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚頭君 登壇）

○総務部長（持田尚頭君） 続きまして、第2番目の「改正水防法について」のご質問にお答えいたします。

水防法等の一部を改正する法律が本年7月19日に施行されたところです。現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充するとともに、新たに、いわゆる内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を設けるとなっています。

洪水は、豪雨によって河川の水量が急激に増加し異常な流量になり、河川の堤防からあふれたり、堤防の決壊によるもので、内水氾濫は河川からあふれるものでなく、大雨が降ると河川の水位上昇などで排水できずに水路などから水があふれることで発生いたします。

本町の現在の洪水ハザードマップは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と、その水深をシミュレーションにより求めたものを示したもので、大和川、また曾我川、飛鳥川、寺川及び米川の流域全体の24時間総雨量、ピーク時1時間の降雨量の条件によりまして、浸水想定区域を重ね合わせ、水深の深さを表示しており、内水氾濫等はシミュレーションの条件には考慮されておられません。今回の法改正に伴い、県において浸水想定区域の検討が進められておりますが、現時点においては、浸水想定区域指定の基準等が明確になっておりませんので、内水氾濫によるものと考えられる寺川河川東側の浸水地や他の場所も含め、該当になるかは把握できないところでございます。今後、浸水想定区域に指定された場合には、速やかにハザードマップの修正等について対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（西川六男君） 総務部参事。

（総務部参事 北口尚吾君 登壇）

○総務部参事（北口尚吾君） 続きまして、「買い物弱者について」のご質問にお答えいたします。

「本町は買い物についてどのような地域か」につきましては、町内にスーパーマーケットが8店舗、コンビニエンスストアが13店舗立地しております。経済産業省の「買い物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策のあり方に関する報告書」に記載されている「食料品アクセスマップによる買い物弱者地域の推定」によれば、生鮮食料品店まで500メートル以上ある地域を買い物弱者がいる可能性が高い地域とされています。これを本町に当てはめれば、東小学校校区では、大安寺、伊与戸、蔵堂、為川北方、為川南方など。北小学校区では、西井上、東井上、法貴寺、八田など。平野小学校区では、佐味、大網、平野、金剛寺などであります。

次に、「本町の買い物弱者はどれ位おられるのか」につきましては、実数をつかんでおりませんが、「買い物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策のあり方に関する報告書」を参考に算出した結果、約2,000人と推定できます。

「買い物弱者に対する対応は」につきましては、地域公共交通活性化協議会で運行しておりますデマンド型タクシー「ももたろう号」は、買い物弱者への方の利用も運行目的の1つであり、スーパーマーケットなどの商業施設に停留所を設置しております。

また、65歳以上のひとり暮らし高齢者への生活支援といたしまして、買い物、洗濯、掃除などの簡易な家事の援助を行う軽度生活支援サービスなどを実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（西川六男君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。それではちょっとお聞きしたいことがございますので、再度お聞きさせていただきます。

まず最初に、生活困窮者自立支援制度でございますが、毎月広報に掲載していただいているということでございますので、そして本年6月からは月1回サポートセ

ンターの出張相談の日を設けてとおっしゃっておられましたので、これを利用される方がどれだけおられるのか、その辺のところをよろしく願いたします。

それと次に、改正水防法による内水氾濫になるのではないかという私の考え方なのですが、今ご答弁でも述べられましたように、内水氾濫は河川からあふれるものではなく、大雨が降ると河川の水位上昇などで排水できずに水路などから水があふれることで発生いたしますと、このように述べられました。

寺川の東、阪手・小阪、まさにこの状態じゃないのですか。今までは、この水防法でこれは規定が何もなかったのですけれども、今回これが新しくできたわけです。まさにこれに当たっていることをです、該当はない、把握できないとおっしゃっているのですよね。おかしいと思います、私、これは。

過去、もう私が議員になってから、この寺川の東側は、ちょっと雨が降ったら、こういう状態になっていたわけです。大きくならなくても床下浸水、大きくなって床上浸水がありました。地域もちょっと小さかったのですけれども、最近ちょっとしたらものすごく広く浸水状態が起こってきていると。これはやはり抜本的に検討していかないと、今後何ら解消しないのじゃないかと思うのですけれども、この点について再度町の考え方をお聞きしたい。それと、今のままで、いろんなことを抜本改正できるのかどうか、それもお聞きしたいと思いますので、よろしく願いたします。

3番目の買い物弱者なののですけれども、だんだんとこれが増えてくると思うのですけれども、デマンドタクシーを利用するのも1つの手かと思うのですけれども。これからいろんなボランティアさんとか、そういうのがいろいろと出てくると思うのですけれども、その人たちに対して全面的に応援してあげるのかどうかをお聞きしたいと思います。また、先ほどのデマンドタクシーの件がありましたのですけれども、なかなか現状では買い物にちょっと行くというのは利用しにくい状況ですので、今述べましたように、ボランティアとかNPOとか参入する可能性があります。特によそでは参入されてきて、大変安いお金で非常に喜んでいただいているケースが挙がってきておりますので、そういった方が声を上げてきたときに、町は全面的に支援していただけるのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いたします。

○副議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） サポートセンターの出張相談の実績についてでございますが、これにつきましては、6月より開始いたしました。今のところ中和福祉事務所のほうから統計が出ておりませんので、数としては、ちょっとつかんでおられないところでございます。

○副議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚頭君） 改正水防法の内水氾濫の関係でございます。

まず今現在の洪水ハザードマップにつきましては、内水氾濫というデータを用いておりません。洪水によるハザードマップの作成ということになってございまして、本町の場合におきますと、河川の流域全体の24時間の総雨量が200ミリ、もしくはピーク時1時間の降雨量の条件が70ミリというふうな基準がございまして、その基準に基づいて各地域でどれぐらいの深さになるかというのが今データとしてございます。

おっしゃったように、その内水氾濫が起こっている場所というのは当然でございますが、そこをどれぐらいの深さとか、条件について今現在、私どものほうでは把握できていないという状況でございますので、今後県と連携を図りながら対応が必要な場合は適正に対応してまいりたいというところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（西川六男君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） デマンドタクシーをご利用いただきながら、今後ボランティア、NPOについても検討してまいりたいと考えております。

○副議長（西川六男君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。

もう一度、この内水氾濫についてお伺いしたいのですが、70ミリ以上、時間ね、ということをおっしゃっていたのですけども、現実に40ミリ以上になったら、もうあふれます。これは過去に阪手のところがあふれた、多分その記憶があると思いますけども。時間40ミリ以上では、もう難しいと思いますので。その辺を70ミリだなんて言ったら、ものすごい雨ですので、その辺をちょっともう少し考えていただきたいと思います。

それから把握はされていないということなのですが、それは県のほうと、これからやっていったら、もういつになるか分かりませんので、とりあえず町としては、内水氾濫状態ということを決めて対策をとっていかないと、前へ進まないと思うのです。いろんな面でも、ハザードマップにしてもそうですし。もう1つ大きな、抜本的にやろうとすれば、この内水が下水には流せませんよね、現状は。ですから内水専用の下水管をつけるとか、そういう抜本的な改革をしないと、今の状態では無理だと思います。

そこで、もう一度お聞きしますが、内水氾濫状態として、町としては考えていくつもりはないですか。それをお聞きします。

○副議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 現状は当然水路等から水があふれまして河川に飲み込まないという状況でございますので、内水氾濫の状況というのは承知をいたしております。

ただ、今基準をどうするのかというところにつきまして、今後検討してまいりたいという趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

それからもう1点、都市部ではそういう下水施設について、地下でそういうタンクを設けることもできますというふうな今新たな事業手法も示されておるといところは承知をいたしております。

○副議長（西川六男君） 以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切りたいと思います。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時とさせていただきます。よろしく願いいたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。11番、松本議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般

質問をさせていただきます。

1、「災害に強いまちづくりについて」お尋ねをいたします。

昨今の我が国の災害状況に驚いています。火山噴火、突然のゲリラ豪雨、竜巻、海水温の上昇による台風の大型化、いずれも被害は甚大です。東日本大震災の後も東北周辺に地震が発生し続けています。東北のみならず全国のどこかで、時には毎日のように震度3以上の地震のメールが入ってきています。1日に2カ所の時も少なくありません。このような昨今の災害にも対応できるよう、田原本町の地域防災計画も平成26年度に修正をされました。災害時に、この計画どおりどこまで実施できるかは、平時にいかに訓練ができていますか。減災につながるか、甚大な被害になるか、結果に大きな相違が出ます。一たび甚大な被害に遭えば生活は一変します。町も同じです。復興に要する時間も費用も膨大です。失われた命は戻りません。

防災計画第1章「災害に強い人づくり」の中で、「災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、各防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する知識を身につけておく必要がある。」(略)と明記されています。

災害に強いまちづくりのために、住民の皆様にご理解ご協力いただき、住民の皆様のお力をお借りするしかないと考えます。そこには園児、児童、生徒も地域の一員として、ともに参加できる仕組みの中で、防災について学んでほしいと考えます。大人が心を合わせて自らの地域を守るために奮闘する協働の姿勢こそ、未来を担う宝の子どもたちを社会を挙げて育てていくことにもつながると考えます。

そこでお尋ねいたします。(1)洪水ハザードマップの活用について、(2)避難所運営ゲームHUGの活用について、(3)住民による避難所ごとの避難訓練、運営訓練について。

以上3点について、町のご見解をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(辻 一夫君) 総務部長。

(総務部長 持田尚顕君 登壇)

○総務部長(持田尚顕君) 11番、松本議員の「災害に強いまちづくりのために」

についてのご質問にお答えいたします。

洪水ハザードマップは、洪水制御に関する計画の基本となる降雨による河川が氾濫した場合に浸水が想定される地域とその水深を示しております。また、浸水想定水深の目安や洪水予報と危険度レベル、また避難に関する情報等も盛り込んでおります。住民の皆さんがすばやく安全に避難できることを目的に、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所などの情報を基に、いざというときに備えて、避難場所と避難経路を事前に検討していただくことに役立つものと考えております。町のホームページで公表しておりますが、地域防災組織を通じての周知も図ってまいりたいと考えております。

避難所運営ゲームHUGについては、避難所の配置や様々な出来事にどのように対応していくかを模擬体験し、ゲーム感覚で学べることから、町職員や自主防災組織のリーダーなどを対象に活用してまいりたいと考えております。

また、住民による避難所ごとの避難訓練、運営訓練については、自主防災組織と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 11番、松本議員。

○11番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。再度質問をさせていただきます。

まず、このハザードマップですが、皆さんのおうちのほうに配っていただいたのですが、確かにホームページにも紹介をしていただいております。でも、なかなかご答弁では「地域防災組織を通じて周知も図ってまいりたいと考えております」とありますよね。行政のほうから、このマップを活用して皆さんと協議してくださいというふうに、こちらから背中を押さないと、このご答弁だけで具体的に、本当にこれを活用していただけるとは思われなと思います。もう少しその辺をきちんとお答えいただきたいと思います。

確かに、これは避難経路とか、普段からどこを通過して逃げてというふうに書いてくださっているのですが、午前中に古立議員からもありましたように内水氾濫の話もございました。ゲリラ豪雨が降って避難する状況というのが、災害の本当に雨、風の強い中で避難することも危険ですし、やっぱりそれをきちんと明確に気象

状況と、そしてまた地域住民の皆様、高齢者の多いところもありますし、地域に特色があります。特徴があるように、やっぱりもう少し細かくこの避難の状況をシミュレーションをしておかないと、ただこれ1つだけでは、地域によって、またその雨の状況によって、そしてまた夜か昼かによっても違いますし、ここをもう少しきちんと皆さんが本当に安全に避難できるように考えていただきたいと思っております。

そしてHUGの件もそうですし、この避難所ごとの避難訓練、運営訓練についてもそうなのですが、この8月に台風15号が、当初は日本列島を丸ごと包むような形で来るようでしたけども、本当に南のほうの方には申し訳ないのですけれども、鹿児島、沖縄というふうに、そちらのほうから韓国、中国のほうに向かって行ったのですけれども、もしこれが当初の状況のまま来て、最大瞬間風速70メートルとかというあの状況が、もしそのまま日本列島を突き抜けたとしたら、ものすごい災害で、本町においても今まで経験したことのない災害状況になっていたかと思われまます。また今も台風18号が昨日も発生しておりますし、今の状況では紀伊半島を丸ごとというふうに、日本海に抜けるような形で示されております。一たび来ると、先ほど一般質問のほうでも申し上げましたように、本当に被害が甚大な大型の台風です。昨日のNHKでやっておりましたけども、「スーパー台風」とか「巨大災害」という言葉が普通に使われるようになりました。

こういうことから考えますと、この質問をさせていただいた3点、特にHUGと、そしてこの避難所ごとの避難訓練、運営訓練につきましては、実施時期をいつに考えておられるのか。また、実施に向けた協議会を今年度で設置して、開催して、いち早くその時期を設定していただけるのかどうか、そこを再度お聞きしたいと思います。

その田原本町地域防災計画の修正の背景に「風水害についても台風12号の影響により、平成23年8月30日から9月5日の朝にかけて長期間にわたって激しい雨が降り、過去に例のない大雨となるなど、紀伊半島大水害より一層の防災体制の強化充実を図ることが喫緊の課題であり」と、ここにも明記されております。改めて住民が安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指して、地域防災計画の見直しを行ったというふうに、「喫緊の課題である」というふうにも明記していた

だいておりますので、その点について、もう一度質問させていただきたいと思っておりますので、お答えいただきたいと思っております。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず洪水ハザードマップの活用につきましては、安全に素早く避難をしていただくという目的をもって作成をしております。町内の地域によって状況も変わるということもございますし、災害の程度によっても変わるということもございます。

まずご自身の近く、それからご自身の避難所までのエリアを中心に、まずはその避難の行動とっていただくために活用していただきたいというのをもとに作成をしておるところでございます。

それから避難でございますので、できるだけ早い段階で情報提供等に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから避難訓練の実施時期につきましては、今いつかということはお答えができませんが、早急に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 11番、松本議員。

○11番（松本美也子君） すみません、HUGについては、もうHUGをできる備品を揃えていただいていると思うのですが、早急にできるかと思っております。

本当に「早急に」とおっしゃってくださっているのですが、これね、避難訓練、運営訓練を地域住民による避難所ごとにしたとしても、いろんな問題が、住民さんが実際にやってみて、やっぱり避難経路がこれでいいのか、特に教育研究所とか、県の施設はうちで、総務のほうで鍵を預かっていただいておりますが、その鍵を夜中に職員がいない中で、どうしてその鍵を、誰がどういうふうにして連絡をとって取りに行くのかとか、お部屋に入って、じゃあ中の電気もついてないところを皆さんが避難されたとして、いろんな問題が、ここは足りない、そして防災の備蓄の備品においても、その地域によって高齢者が多いところ、若い世代が多いところ、必要な物も若干違うと思っております。これは用意したほうがいいのかと、こういうところは見直した方がいいのと違うかというのが、これは問題が出てきます。その起こった問題に、またその問題を解決しながら行かないといけないと思っております。

で、早急にさせていただかないと、これ、いつこの大きなスーパー台風であり、巨大災害に遭うかもしれないという状況の中で、もうずっとこういう答弁をいただいていますので、今年度において協議会を立ち上げていただいて、全部の避難所が一遍でなくても、やっぱりいくつか、今年、来年に分けて避難訓練をしておいていただけたらと思います。

住民の皆さんでやっていただくということが一番住民の皆様の方の命を守ることになりますので、その辺は積極的に本当の意味で早急にやっていただきたいと思っています。そこのところをもう一度お聞きしたいと思っています。HUGについても、もう準備されていて担当課はいつでもできる状況にあるというふうにお聞きしていますので、まずはHUGをしていただいて、その避難ゲームのHUGでイメージをしていただいて、その後、実際にその避難所ごとに避難訓練をしていただくというふうをお願いしたいと思います。

それと、このハザードマップなのですけれども、やっぱりこの地震災害もそうですが、うちはやっぱり寺川の決壊であり、ゲリラ豪雨というのがかなり心配なところでもございます。高齢者の方も町内にはたくさんいらっしゃいますし、ひとり暮らしの方もいらっしゃいます。本当にその方たちが、やっぱり雨が降ってきた、どうしたってなったら、どこへ連絡をして、どこへ自主避難をしたらいいのかということも、普段のうちにその人たちが、住民の皆さんがそのことをしっかりと分かっていないと、耳の遠いお年寄りの方もいらっしゃいますし、声かけをするのは早めに声かけもしていただかないといけないし、昼間の明るいうちに避難をしていただかないといけないということもありますので、きちんこの訓練をやっていただければ、そういう問題も明確になって解決の方法が見つかると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

もう一度、今年度でお願いできるかどうか、HUGも含めて担当課のご決意をお聞きしたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 自主防災組織でございますが、そういった組織と連携を図りながら、相談をしながら、避難訓練等につきましては、研究をしてまいりたいというのが1つでございます。

それからHUGにつきましても職員を対象にした実施ということも今考えております。

以上でございます。

- 議長（辻 一夫君） 以上もちまして、11番、松本議員の質問を打ち切ります。  
これをもちまして一般質問を打ち切ります。

---

---

総括質疑（議第39号より認第1号までの7議案について）

- 議長（辻 一夫君） 続きまして、今期定例会に一括上程いたしました、議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてより、議第44号、国保中央病院組合規約の変更について及び認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案について、去る4日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。質疑ありませんか。6番、西川議員。

- 6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、総括質疑に参加をしたいと思います。

議第40号、補正予算について質問いたします。また、この後、委員会で審議されると思いますので、基本的なことについて質問をさせていただきます。

最初に、高齢福祉費の施設開設準備経費等支援事業補助金5,040万8,000円、それから地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金1億847万円の合計1億5,887万8,000円の説明をお願いしたいと思います。

- 議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

- 住民福祉部長（寺田元昭君） それでは西川議員の質問にお答えいたします。

第3款民生費、1億5,887万8,000円でございますが、介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、利用者が身近な場所で必要とするサービスを必要なときに利用できるよう安定した供給体制の確保と整備が必要となります。

本町におきましては、平成27年度からの第6期介護保険事業計画において、市町村が事業所を指定して実施する地域密着型サービスとして、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の3事業に

ついて事業者の公募を行い、認知症対応型共同生活介護は2事業者、小規模多機能型居宅介護は1事業者、そして定期巡回・随時対応型訪問介護看護は2事業者が決定いたしました。

今般上程いたしました議第40号、平成27年度田原本町一般会計補正予算（第2号）のうち、民生費1億5,887万8,000円につきましては、これらに対する施設開設にかかる経費の補助金、またサービス施設等の整備促進にかかります補助金でございます。財源はすべて県支出金でございます。これは県の規定によりまして、定められた額となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 今ご説明がありましたように、第6期の計画に基づいて、認知症の方々に対する施設を2カ所おつくりになる、つくっていただけるということですが、その件について2カ所の書類が出ていると思いますので、場所と、それから何床、何人の方が入所できるのか。それから、いつぐらいにそれは開設をされる予定なのか。その点についてちょっと質問いたします。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームにつきましては、場所的には1つが久品寺公民館の西側に設置いたします。これは3ユニット、27床でございます。もう1カ所は平田地区、今ゴルフの打ちっぱなし場がございますが、そこと川の間に設置するものでございまして、これは2ユニット、18床の予定でございます。

以上でございます。（「いつぐらい、完成予定」と西川議員呼ぶ）

本年度中に完成をもって、来年度当初より稼働する予定でございます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 本年度中ということは3月31日、まあ言ったら4月から開設するというふうに理解させていただきます。

それで、今お話しがありましたように、これは町が指定をされる施設であるわけですが、やはりそういう介護関係の施設についても、いろいろと問題がある場合がありますので、建設も、あるいはその後の経営につきましても、町として目

を配っていただくというか、監視をしていただくというか、そういう点をお願いをしておきたいと思えます。

それから2つ目に、清掃工場の管理費修繕料2,000万円の説明をお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 清掃工場管理費修繕料2,000万円についてのご質問にお答えいたします。

補正内容といたしましては、清掃工場の焼却炉内部の耐火物が脱落や摩耗が発生しており、高圧ガスによります側壁全体が広範囲に落ちることが考えられ、補修が必要となり、2号炉耐火物補修業務を行います。さらに各燃焼炉の下部にあります3基のストーカに、それぞれ火格子がついており、そのストーカの整備を怠ると熱効率が悪くなり、ダイオキシンを含む有毒ガスが発生しやすくなりますので、火格子自体に研磨や、肉厚の薄い物や変形した物を取り替える、1・2号炉燃焼設備ストーカ整備業務による修繕を予定しております。そのほか受電設備やバルブなどの取り替え修繕も予定しております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） たしか3月の議会のときにも修繕費というのが上程されたように記憶しておりますけれども、今年全体でこの修理費にかかわる総額というのは、いくらになっているのか、教えてもらえますか。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 3月議会、平成26年度の繰り越しで行いました4,400万円でございますが、温調用熱交換器修理部品の購入で2件行いました。平成27年度予算3,600万円で14件の補修を行っております。今回、平成27年度の補正で2,000万円の補正をお願いしまして、約1億円の修繕料を予定しております。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 修繕費として総額ですけれども、1億円というお話しがありましたけれども、もちろんこのお金は町民の皆さんの税金であるというふうに思い

ますけれども。これはつまり、御所市で五條市と一緒に清掃工場を建設するわけですが、この完成が約2年ほど遅れるということになってきましたので、現在の清掃工場、本来でしたら今年の9月に操業停止をしているはずだと思いますけれども、それを引き続き操業をお願いする、操業する、そのための施設の修理というふうに考えていいわけでしょうか、どうか。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 田原本町の清掃工場に関しましては、平成29年3月31日までの稼働が必要でございます。住民の皆様方の日常生活になくってはならないものでありまして、重要な役割を担う施設であります。今回、清掃工場の安定操業のために補正をお願いいたしました。（「ああ、3回か。ごめんなさい。結構です。はい、分かりました」と西川議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 引き続きまして、9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは、私が質問できるのは、議第41号、個人情報保護条例の一部を改正する条例についてできますので、通告をしました。

なかなかこの条例を見るだけでは中身が分からないということですので、言わばちょっと間違っただけを質問するか分かりませんので、それも含めて分かりやすい説明をよろしくをお願いします。

まず1つ聞きたいのは、特定個人情報というのが個人情報保護条例の中に入ってきました。特定個人情報というのはどういうものなのかということをお伺いしたい。

それと、この条例には第21条と第22条が以前の条例と変わってくるということが見受けられます。従来の第21条は削除請求と、第22条は利用中止請求と、これは中身、ものは変わらないのですが、対象できるその範囲が両方とも一緒になったというふうに、これを見るだけでは思われますので、それはなぜ一緒になったのかと。それとも実際は違うのかということも含めて教えてほしいと。

それと、あと第37条、第38条は罰則規定が強化されています。ここはもともと個人情報保護条例では1年以下の懲役または50万円以下の罰金というだけがあって、今度はそれに加えて、2年以下の懲役または100万円以下の罰金というのが入ったように私は理解しています。その辺では、この罰則を強化した理由は何かということですね、教えてください。お願いします。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） お答えいたします。

まず、「特定個人情報」でございますが、番号法に定められております「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報で、例えば税の分野では、源泉徴収票にも個人番号が必要となり、個人番号を表記された書類は特定個人情報となると考えております。

次に、「第21条の削除請求と第22条の利用中止請求の対象を一致させた理由」ということでございますが、番号法では、規定に違反して利用、収集、保管、記録されている場合に、利用の停止または消去、提供の停止の請求を認めておりまして、特定個人情報だけではなく、それ以外の個人情報についても同様の取扱いとするという考え方でおります。

それから、「罰則規定を強化した理由」ということでございますが、本町の個人情報保護条例は、平成14年9月に公布し、罰則については制定当時に委託を受けた者のみを対象としておりました。今回、条例改正を行うに当たりまして、他市町村の現状等も参考にしながら、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の罰則に合わせたところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなか分かったようで、分からないのです。一応ちょっと細かいところを聞きますね。

これは私が持っているのは、私が入手した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン 特定個人情報保護委員会事務局 平成27年8月版」というのを、これに基づいて聞きたいと思うのです。

特定個人情報に書いてあって、この中では特定個人情報について条例を変えないといけないというところが指摘されてまして、ここにこんなのが書いてあるのですね。

「地方公共団体における個人情報保護条例上の「個人情報」の定義」、今までの定義ですね、「においては、事業を営む個人の当該事業に関する情報」、要するに個人事業主だったら、その人の事業に関する情報、「法人その他の団体に関する情

報が含まれる当該法人その他団体の役員に関する情報を除く。」と、これまでは書いてあったと。「等の除外規定を設けている場合がある。」。

ところが、「特定個人情報については、当該除外部分を含めて保護の対象になるよう「特定個人情報」の定義を追加する等が必要になる」と、こう国のほうでは言っているのです。

それで聞きたいのは、この個人事業主の当該事業に関する情報が、この条例上は個人情報に入ったのかどうか。また法人の場合、役員情報が対象になったのかどうか、それがどこに書いてあるのかということをお願い。

それと、もうこういう場ですから雑駁な説明であって、個人番号だと、番号だけ書いた場合も、書いた書類が特定個人情報だと言いますが、特定個人情報の中には情報提供等の記録というのも当然含まれると思うのです。どこにどう提供したかという。その辺はやっぱりちょっと分かるように説明していただかないと、あまりにもアバウト過ぎると私は思うのです。

それで今聞きましたように、個人事業主の事業に関する情報は、この個人情報保護条例の対象となったのかどうか。これをちゃんと明確に答えてほしいと思います。

それと第21条の削除請求と第22条の利用中止請求、これが対象が一緒になったということで説明もあったのですが、ただ、私はちょっと理解できないのは、もともと第21条は地方公共団体等が違反して情報を集めた分については削除を求められますよという規定なのですね。地方自治体が正規のルートじゃなくて、それ以外のルートで法律の網の目をかき分けて違反して獲得した個人情報については、削除請求だったら削除してもいいというのが、もともとの中身ですし、この条例の中身だと思うのです。そこは分かるのです、まだね。第22条はそうじゃないのですよ。地方公共団体が正規のルートで有した情報について間違った利用をした場合は、その利用を中止させることができるというのが第22条なのです。

ですから、もしこれが第22条と第21条と同じ中身でいったら、正規のルートで得た情報を間違って利用した場合に削除までできると理解できると、私は思っているのです。そんなことになったら個人情報がなくなっていくですよ。それでも良いのかなというところが、この条例の中では分からない。それはどこに表れているのかということをお願い。

もう1つは罰則強化です。罰則強化で「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」と、これは「個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」となっているのです。次の第38条では、自己の利益を得る目的で提供した場合は「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」になったのです。この辺の差が分からないのですよ。

要するに、罰則の重いほうは、個人情報ファイルを提供しただけで、自分に利益がなくても2年以下の懲役、100万円以下の罰金と。第38条は自分が利益を得るために提供した場合は「1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金」と。この辺の整合性が分からないので、これをちょっと説明してほしいと。

ついでに3回しか質問できませんので聞いておきますと、第8条の2の第2項に除外規定として「本人の同意がある場合は除外できる」と。「又は本人の同意を得ることが困難であるときは除外できる」ということが書いてあるのです。本人の同意があるときは情報公開しても大丈夫ですよと、提供しても大丈夫ですよと。本人の同意が困難であるときというのは、どういう状態なのかというところが重要だと思うのです。困難というのは、本人が拒否して困難な場合もあったら、本人がどこに居てるか分からないから困難という場合もあるわけですよ。本人が拒否した場合でも、これでいけるのかどうか。頭に「本人の同意がある場合はできる」と書いてあるから、同意がなかったらいけないということも読み取れるのですけども、そこを確認したいと思いますので。

本人の同意を得ることが困難であるというのは、本人が拒否したことを含むのかどうか、ここを答弁願います。

まだ40分ありますので頑張ります。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚頭君） 何点かご質問いただきまして、漏れがございましたら、その場合はよろしくお願いたします。

まず個人事業主の関係でございますが、今回の第2条におきまして、番号法で提示された特定個人情報からは「法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」及び「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されていないことから、本町の個人の情報にも含めるということをお考え

おります。（「とりあえず、これは含めるということになったのですね、これで、第2条でね」と吉田議員呼ぶ）

はい。

それから、ちょっと順番は変わりますけども、罰則の関係でございます。

この罰則につきましては、ベースは行政機関の保有する個人情報保護に関する法律との整合を図ったというところがございます、その法律に基づいての整合性をとったということがございます。

それから第8条の2の「本人の同意を得ることが困難である場合」ということについて、私どもの今の想定は、本人の意思、それから火災、天災など緊急の場合ということでございますので、本人の意思の確認ができないということ、それから火災、天災などの緊急の場合が本人の同意を得ることが困難である場合と考えております。

それから第22条の関係でございます。削除及び利用等の中止でございます。

この番号法におきましては、特定個人情報について一般の利用停止請求事由に加えて、番号法に違反する行為のうち、特に不適切なものが行われた場合には利用の停止、消去または提供の停止の請求、これが利用停止請求というものでございますが、認められているため、条例においても同様に規定をするものでございます。

それから情報提供等の記録につきましては、情報提供ネットワークシステム上、自動的に保存されるものでありますので、利用制限等に違反する取り扱いが想定がされていないということもございまして、利用停止の請求を認めない取り扱いとされておりますので、本条例につきましても同様の取り扱いと考えておるところでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなか明確な答えがなかったのです。

罰則規定ですけどね、番号法と整合性を持たせたということで。そうしたら番号法で決まっていることは、なぜそれが決まっているのかということ説明してもらわないと、国が決められたから、そのとおりやっていますということでは、私も理解できないかなど。

例えばね、番号法ではどう書いてあるかということですね。番号法は「個人番号

利用事務等に従事する者は、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供した場合」は「4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金」、「上記の者が不正な利益を得る目的で、個人番号を提供又は盗用した場合」は「3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金」というふうに書いてあるのですね。だから、この辺の軽重の関係を説明していただいたら分かりやすいのかなと。この番号法を基にこれをしたのだったら、そこを説明してもらわないと、私のような者では分らんということですね。

それともう1つ、先ほど聞きました本人の同意を得ることが困難である中身というのは、ですから本人が拒否してる場合は入らないということによろしいですね。確認です。

それともう1回、ちょっと同じことばかり聞きますけども。なぜかと言ったら答えてもらってないから聞かないといけないわけなのですからね。

第21条と第22条は、もともと第21条は「削除を求めることができる」というのは、第7条第1項、第2項、もしくは第4項。今回の場合、第7条の2の規定に違反して収集されているときは、削除が求められるということだったのです。今現行の規定はそうだと思います、現行はね。それに第8条なんかが入ってくるから余計ややこしい。「規定に違反して利用した場合も削除請求することができる」と。削除請求できるということは、どこまでできるかというのは、ここに書いていないわけですからね、全部消すことができると、この部分ではね。要するに一番上の「個人情報の削除を請求することができる」と、すべてできるとなるわけです。この条例の決め方でしたら。これはちょっとおかしいのと違うかと思うのです。

ですから、今の第21条は、第7条第1項、第2項もしくは第4項、または第7条の2の規定に違反して収集された場合は削除できる。第2項、第3項、第4項については、利用中止を求めることができると書いてあるから、これは分かりやすいのですよ。ところが、今回ここに出てきた分は「間違った利用をしても削除を求めることができる」というような規定になったから分からないという質問をしているわけで。ここをちょっと答えてもらわないといけないかなと思います。

もし分からなかったら暫時休憩でも結構でございますし、まだ30分ありますので明確な答弁をよろしくお願いします。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず罰則のもとになるものにつきましては、番号法は番号法で、もう規定がされておりますので個人情報のところにかかるものでございます。番号法はすべて番号法で捕捉されますので、今の罰則については個人情報にかかるものでございまして、法律につきましては、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律と整合を図ったということでございます。（「それは全然説明になっていないですよ。なぜこの中身がこう違うのに、個人情報ファイルを提供しただけで2年以下の懲役になるのだと。自分が金儲けのために提供したら1年以下になるのかと。この辺のことを全然説明してないじゃないですか」と吉田議員呼ぶ）

今回の罰則の基準というものをどこに求めたかということでございますので、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律との整合を図ったというところでございます。

それから本人の拒否が当たらないのかということでございますが、これは今ちょっとすみません、ちょっとお時間をください。

それと第21条、第22条につきましても、先ほどのところでございますが、利用停止請求、それから番号法で求めておりますものでも、条例においても同様の規定としたというところでございます。

それから情報の提供等につきましても、条例に番号法との整合を図って同様の取り扱いをするというところでございます。（「それだったら間違っただけの利用をされて削除できるのですか、請求は。してくれるのですか。そこですよ。そう書いてあるのだから、できないとは言えないでしょう」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 暫時休憩します。

午後1時41分 休憩

---

午後1時49分 再開

○議長（辻 一夫君） それでは再開いたします。総務部長。

なお、吉田議員の質問は3回目ですので、できるだけ分かりやすくお願いします。

○総務部長（持田尚顕君） 失礼いたしました。

まず本人の同意の関係でございますが、同意を得ることが基本と考えております。

拒否ということでございますと、その同意には当たらないと考えております。

それから今の消去、それから停止の関係でございますが。これも先ほどから申し上げていますように、法律上では消去・停止の対象となっている事項をこれを今条例でも同じように合わせたという考え方でございます。あと委員会で、また詳しくご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） それでよろしいですか。確認だけですね。（「発言はできないので。ちょっと暫時休憩してもらって、言わせてほしいのは……」と吉田議員呼ぶ）

それでは何かご意見があるようでございますので、発言回数はもう終わりましたので、どんなご意見か。

暫時休憩します。

午後1時50分 休憩

---

午後1時51分 再開

○議長（辻 一夫君） それでは再開いたします。

ただいま休憩中にありました意見、これを総務文教委員長、どうぞよろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございますので、これにて質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後1時52分 散会